

## 教職課程における連携開設制度・学部等連係課程の共通開設等 について（概要）

### 1. 改正の趣旨及び目的

「複数の学科間・大学間の共同による教職課程の実施体制について（報告書）」（令和2年2月18日中央教育審議会初等中等教育分科会教員養成部会教職課程の基準に関するワーキンググループ）や、「大学設置基準等の一部を改正する省令等の施行等について（通知）」（令和3年2月26日2文科高第1070号）を受け、

- ・ 大学等連携推進法人を構成する大学や一つの法人が設置する複数の大学間のみ適用できる特例として、複数の大学が授業科目を分担して補完し合い、一つの教職課程として必要な授業科目を共同して備えることができる制度を導入すること
- ・ 教職課程を設置する大学が、全学的に教職課程を実施する体制を整備し、こうした体制等を活用しながら、教職課程の自己点検・評価を行う仕組みを設けること等

に対応するため、教育職員免許法施行規則（昭和29年文部省令第26号）（以下「免許法施行規則」という。）、教職課程認定基準（平成13年7月19日教員養成部会決定）（以下、「教職課程認定基準」という。）等について所要の改正を行う。

### 2. 改正の概要

#### （1）連携開設科目

##### ① 連携開設科目の単位の認定

（免許法施行規則第10条の3第1項）

免許状の授与を受けようとする者は他の大学（大学院、専門職大学、短期大学、専門職短期大学、専門職大学院を含む。以下同じ。）で修得した連携開設科目の単位を在学する大学が設置する教職課程における免許状の取得に必要な科目の単位に含めることができることとする。

##### ② 連携開設科目を開設する教職課程の扱い

（免許法施行規則第22条第3項、教職課程認定基準3（3））

大学は、他の大学と連携して開設する連携開設科目について、免許状の取得に必要な最低単位数の8割まで自ら開設する授業科目とみなすことを可能とすること。

##### ③ 連携開設科目を開設する教職課程の専任教員の共通化

（教職課程認定基準2（3））

連携開設科目を開設する教職課程のうち、複数の大学が同一の免許状の種類（幼稚園教諭及び小学校教諭の免許状を除く。）の教職課程の認定を同時に受ける教職課程（以下「連携教職課程」という。）において、当該連携教職課程を設置する各大学の学科等を合わせて一つの学科等とみなして、この基準を適用すること

により、専任教員の共通化を可能とすること。

④ 連携教職課程を設置する場合の大学の申請要件

(教職課程認定基準9)

- ・ 連携教職課程の認定を受けようとする学科等のうち少なくとも一つは、教員養成を主たる目的とする学科等であること
- ・ 連携教職課程を設置する各大学の専任教員それぞれ一人以上からなる教学管理のための体制を整備すること
- ・ 例えば中学校教諭一種免許状の教職課程については、学生は自らが在籍する学科等において8単位以上、自らが在籍しない大学の学科等のいずれかにおいて8単位以上を修得するものとして必要な単位数をそれぞれ開設すること等

(2) 学部等連係課程実施基本組織が設置する教職課程

① 学部等連係課程実施基本組織が教職課程を設置する場合の扱い

(教職課程認定基準2(1))

学部等連係課程実施基本組織についても教職課程の認定を受けることができる組織に加えるとともに、連係協力学部等が教職課程の認定を受ける場合にあっては、当該連係協力学部等の入学定員から学部等連係課程実施基本組織の入学定員を差し引いたものを、当該連係協力学部等の入学定員とみなすものとしたこと。

② 学部等連係課程実施基本組織が設置する教職課程の専任教員数の扱い

(教職課程認定基準8)

同一の免許状の種類 of 教職課程を連係協力学部等と学部等連係課程実施基本組織に設置する場合であって、学部等連係課程実施基本組織と連係協力学部等をあわせて一つの学科等とみなし、入学定員の合計数に応じた必要専任教員数を配置することができることとする。

(3) 全学的な体制の整備及び自己点検評価の仕組みの導入

(免許法施行規則第22条の7、第22条の8)

複数の教職課程を設置する大学は、教職課程の円滑かつ効果的な実施により教員の養成の目標を達成するため、大学内の組織間の連携による適切な体制を整備するものとする。また、教職課程を設置する全ての大学は、教職課程を実施するためのカリキュラムや教員組織、施設及び設備の状況等について自ら点検・評価を行い公表するものとする。

**3. 今後のスケジュール**

- (1) ①及び②については公布の日から、その他は令和4年4月1日からとする。